

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用復水器系の自動起動用「原子炉圧力高」を示す信号検出用圧カスイッチ（4チャンネル中、1チャンネル）の指示値が若干、高めの値を指示していることが認められたため、原因調査及び対応検討	対象外	12月8日再審議にて グレード変更 GⅡ→対象外
2	2号機	主復水器電気防食装置用電源盤の点検において、配線用しゃ断器（1台）に操作不可が認められたため、当該しゃ断器を修理	GⅢ	
3	2号機	定期事業者検査「制御棒駆動機構機能検査（燃1）」において、制御棒（14-35）に挿入時間判定基準値外れが認められたため、対応検討	GⅢ	
4	2号機	高圧復水ポンプ（C）用シール水流量スイッチの点検（漏えい確認）において、信号ケーブル端子部より水のリーク（堰内への滴下）が認められたため、当該部のパッキンを交換	GⅢ	
5	2号機	「原子炉保護系インターロック機能検査（運2）」の準備に伴う安全隔離操作中、原子炉再循環系ポンプ（A）メカニカルシール水入口配管の安全弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅡ	
6	2号機	海水系配管用硫酸第一鉄注入装置の注入ポンプに動作不良（注入不可）が認められたため、当該ポンプを点検・修理	GⅢ	
7	3号機	1～4号機共用所内ボイラ設備（B）用循環ポンプメカニカルシール水冷却器の配管接続部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
8	5号機	非常用ガス処理装置（B）の定例試験において、当該装置入口加熱器の運転状態表示灯に点灯不良（赤ランプの不点灯）が認められたため、当該ランプ制御回路を点検・修理	GⅢ	
9	5号機	残留熱除去海水系ポンプ（B・D）出口ストレーナ（B）に詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	GⅢ	
10	5号機	原子炉補機冷却系ポンプ（B）出口圧力指示計に指示値不良（指針固着）が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	GⅢ	
11	6号機	工専用一時仮置表示札の期限切れが認められたため、期限延長承認済みの仮置表示札と差替え及び対応検討（検査官気付き事項）	GⅡ	
12	6号機	残留熱除去系ポンプ（A）駆動用電動機冷却器の冷却水出口配管用ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
13	6号機	定期事業者検査「制御棒駆動機構機能検査（燃1）」の検査成績書の「検査記録者氏名」記入欄への一部記入漏れが認められたため、検査の有効性への影響を評価し、検査の結果に影響を及ぼさないことを確認	GⅢ	